

会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本 IT 団体連盟(以下「IT 連盟」という。)の定款第 9 条に基づき、IT 連盟の会費について定めるものである。

(年会費)

第2条 年会費は次の金額とする。

- ・ 正会員 100,000円
- ・ 一般賛助会員 2,000,000円以上(一口1,000,000円、二口以上)
- ・ 特別賛助会員 なし

2 年度の途中での入会でも規定の会費を支払うものとする。なお、一般賛助会員の会費については、理事会の承認をもって減額できるものとする。

(入会金)

第3条 入会金は次の金額とする。

- ・ 正会員 100,000円
- ・ 一般賛助会員 なし
- ・ 特別賛助会員 なし

(納入時期)

第4条 会費は、当該年度の5月31日までに納入するものとする。ただし、年度の途中で入会した者は、当該年度の会費を入会の承認があった日から1か月以内に納入しなければならない。

(特別会費)

第5条 この法人は、理事会の定めにより、特定の活動の経費に充当するための特別会費等を徴収することができる。

(納入)

第6条 会費の納入は、IT 連盟が指定した銀行口座に振込にて納入するものとする。

2 会費の納入に係る送金手数料は、会員が負担するものとする。

(会費の返還)

第7条 既納の会費はこれを返還しない。

(変更)

第8条 この規程は、定款第 9 条の規定により、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は令和2年 6 月 25 日から適用する。